

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	備考
国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験)第1次試験会場使用	契約担当官 人事院東北事務局長 長谷川 一也 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23	平成26年6月2日	学校法人 東北薬科大学 宮城県仙台市青葉区小松島4-4-1	会計法第29条の3第4項 収容人員、地理的環境、指定日時等当方の条件に合致する会場を確保する必要があるため。 (公募による申込なし)	※	1,046,520円	※	
国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験)第1次試験会場使用	契約担当官 人事院関東事務局長 藤倉 功也 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館6階	平成26年6月3日	学校法人 芝浦工業大学 さいたま市見沼区深作307	会計法第29条の3第4項 収容人員、地理的環境、指定日時等当方の条件に合致する会場を確保する必要があるため。 (公募による申込なし)	※	2,911,680	※	
国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験)第1次試験会場使用	契約担当官 人事院関東事務局長 藤倉 功也 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館6階	平成26年6月3日	国立大学法人 東京大学教養学部等 東京都目黒区駒場3-8-1	会計法第29条の3第4項 収容人員、地理的環境、指定日時等当方の条件に合致する会場を確保する必要があるため。 (公募による申込なし)	※	1,419,000	※	
国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験)第1次試験会場使用	契約担当官 人事院関東事務局長 藤倉 功也 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館6階	平成26年6月3日	東京都市大学 東京都世田谷区玉堤1-28-1	会計法第29条の3第4項 収容人員、地理的環境、指定日時等当方の条件に合致する会場を確保する必要があるため。 (公募による申込なし)	※	1,478,250	※	
国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験)第1次試験会場使用	契約担当官 人事院関東事務局長 藤倉 功也 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館6階	平成26年6月3日	株式会社 早稲田大学プロパティマネジメント 東京都新宿区西早稲田1-1-7	会計法第29条の3第4項 収容人員、地理的環境、指定日時等当方の条件に合致する会場を確保する必要があるため。 (公募による申込なし)	※	1,270,080	※	
国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験)第1次試験会場使用	契約担当官 人事院関東事務局長 藤倉 功也 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館6階	平成26年6月3日	学校法人 中央大学 総務部都心キャンパス庶務課 副部長・課長事務取扱 二橋隆平 東京都文京区春日1-13-27	会計法第29条の3第4項 収容人員、地理的環境、指定日時等当方の条件に合致する会場を確保する必要があるため。 (公募による申込なし)	※	915,840	※	
国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験)第1次試験会場使用	契約担当官 人事院関東事務局長 藤倉 功也 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館6階	平成26年6月3日	学校法人 國學院大學 財務部 管財課長 中村 大介 東京都渋谷区東4-10-28	会計法第29条の3第4項 収容人員、地理的環境、指定日時等当方の条件に合致する会場を確保する必要があるため。 (公募による申込なし)	※	951,600	※	

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びにその 所属する部局の名称及び所在地	契約を締結 した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法 令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	備考
国家公務員採用一般 職試験(大卒程度試 験)第1次試験会場使 用	契約担当官 人事院関東事務局長 藤倉 功也 埼玉県さいたま市中央区新 都心1-1-1 さいたま新都心 合同庁舎1号館6階	平成26年6月3日	日本大学経済学部長 小柳 治 宣 東京都千代田区三崎町1-3- 2	会計法第29条の3第4項 収容人員、地理的環境、指 定日時等当方の条件に合 致する会場を確保する必要 があるため。 (公募による申込なし)	※	912,060	※	
国家公務員採用一般 職試験(大卒程度試 験)第1次試験会場使 用	契約担当官 人事院近畿事務局長 前薮 達也 大阪府大阪市福島区福島 1-1-60	平成26年6月6日	学校法人立命館大学 京都市北区等持院北町56-1	会計法第29条の3第4項 収容人員、地理的環境、指 定日時等当方の条件に合 致する会場を確保する必要 があるため。 (公募による申込なし)	※	861,840	※	
国家公務員採用一般 職試験(大卒程度試 験)第1次試験会場使 用	契約担当官 人事院近畿事務局長 前薮 達也 大阪府大阪市福島区福島 1-1-60	平成26年6月6日	学校法人大阪電気通信大学 寝屋川市初町18-8	会計法第29条の3第4項 収容人員、地理的環境、指 定日時等当方の条件に合 致する会場を確保する必要 があるため。 (公募による申込なし)	※	1,476,660	※	
人事・給与関係業務 情報システムの機器・ ソフトウェア賃貸借及 び保守(再々延長)	支出負担行為担当官 人事院事務総局会計課長 練合 聡 東京都千代田区霞が関1 -2-3	平成26年6月30日	沖電気工業株式会社 東京都港区芝浦4-10-16 東京センチュリーリース株式会 社 東京都千代田区神田練堀町3	会計法第29条の3第4項 システムの賃貸借・保守を 一端平成26年3月まで延 長を行ったところである。し かしながら共同利用システ ム基盤の運用が平成26年 10月末に終了することから それまでの間システムを引 き続き賃貸借する必要があ るが、契約期間が短期間 であることから機器の構築、ア プリケーションの動作検証 及び本番府省データ移行作 業等の初期投資を行うこと ができないため。 (競争に付することが不利と 認められる場合)	9,961,218円	9,961,218円	100.0%	

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びにその 所属する部局の名称及び所在地	契約を締結 した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法 令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	備考
人事院LANシステム 用機器の借入及び保 守(延長)	支出負担行為担当官 人事院事務総局会計課長 練合 聡 東京都千代田区霞が関1 -2-3	平成26年6月30日	新日鉄住金ソリューションズ株式 会社 東京都中央区新川 2-20-15 昭和リース株式会社 東京都文京区後楽1-4-14	会計法第29条の3第4項 平成26年6月30日で契約 期間が終了することとなり、 平成26年10月から新たな 機器等を調達するまでの 間、業務等への影響を考慮 しシステムを引き続き賃借 する必要があるが、契約 期間が短期間であることか ら機器の構築、アプリケー ションの動作検証及び本番 府省データ移行作業等の初 期投資を行うことができない ため。 (競争に付することが不利と 認められる場合)	2,194,452円	2,194,452円	100.0%	
人事・給与関係業務 情報システムの機器・ ソフトウェア賃借及 び保守(第二期)(延 長)	支出負担行為担当官 人事院事務総局会計課長 練合 聡 東京都千代田区霞が関1 -2-3	平成26年6月30日	沖電気工業株式会社 東京都港区芝浦4-10-16 東京センチュリーリース株式会 社 東京都千代田区神田練堀町3	会計法第29条の3第4項 システムの賃借・保守を 平成26年6月に終了するこ ととなり、共同利用システム 基盤の運用が平成26年1 0月末に終了することからそ れまでの間システムを引き 続き賃借する必要がある が、契約期間が短期間であ ることから機器の構築、ア プリケーションの動作検証及 び本番府省データ移行作業 等の初期投資を行うことが できないため。 (競争に付することが不利と 認められる場合)	5,801,617円	5,801,617円	100.0%	

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びにその 所属する部局の名称及び所在地	契約を締結 した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法 令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	備考
人事・給与関係業務 情報システムに係る運 用センタ支援業務(延 長)	支出負担行為担当官 人事院事務総局会計課長 練合 聡 東京都千代田区霞が関1 -2-3	平成26年6月30日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	会計法第29条の3第4項 システムの賃貸借・保守を 平成26年6月に終了するこ ととなり、共同利用システム 基盤の運用が平成26年1 0月末に終了することからそ れまでの間システムを引き 続き賃貸借する必要がある ことから機器の構築、アプ リケーションの動作検証及 び本番府省データ移行作業 等の初期投資を行うことが できないため。 (競争に付することが不利と 認められる場合)	7,686,684円	7,686,684円	100.0%	
人事・給与関係業務 情報システムの機器 及び ソフトウェア賃貸借・保 守(政府共通プラット フォームへの移行) 【構築変更】	支出負担行為担当官 人事院事務総局会計課長 練合 聡 東京都千代田区霞が関1 -2-3	平成26年6月30日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	会計法第29条の3第4項 共同利用システム基盤の運 用が平成26年10月末に終 了することに伴い、政府情 報システムの統合・集約化 等を行う基盤システムとして 整備される政府共通プラッ トフォームに人事給与シス テムを移行させることとなり、 平成25年度より政府共通プ ラットフォーム上に人事・給 与システムの機器の構築を 開始し、平成26年度から導 入府省のデータ移行を開始 している。機器の構築に当 たって、政府共通プラッ トフォーム内の機器の環境を 切り直す際に、別の業者が 構築を行うと責任分界点上 問題があること、人事・給与 システムの共同利用シス テム基盤での利用が平成26 年7月までとなっていること から短期間での構築が必要 となりそのための設計内容 や構築手順を熟知した業者 を選定する必要があるた め。 (競争に付することが不利と 認められる場合)	7,088,796円	7,088,796円	100.0%	

※同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない